

2020年（令和2年）9月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

ひとり親世帯臨時特別給付金に関することに係る
コンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）8月24日付けで諮問（第1033号）されたひとり親世帯臨時特別給付金に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、心身に大きな困難が生じていることを踏まえ、2020年（令和2年）6月17日子発0617第1号通知「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」の別紙「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」に基づき、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援が行われることとなった。

国の補正予算案が、2020年（令和2年）6月12日に可決され、本市においても、子育て給付課がひとり親世帯臨時特別給付金を給付することとなった。

ひとり親世帯臨時特別給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められている。本市のひとり親世帯

臨時特別給付金の給付対象者は約5,400人と想定していることから、迅速かつ的確な給付事務を行うためには、手作業での処理は困難であり、給付金の申請内容のデータ化及び給付決定を行うためにコンピュータによる処理が必要であることから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り、意見を求めるものである。

なお、今回利用するコンピュータ処理は、2016年(平成28年)12月8日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第828号で答申された保健福祉総合システムに、新たにひとり親世帯臨時特別給付金の資格管理等を行う「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本)」及び「ひとり親世帯臨時特別給付金(追加)」の機能を追加し、利用するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

ひとり親世帯臨時特別給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められており、本市のひとり親世帯臨時特別給付金の給付対象者は約5,400人と想定していることから、迅速かつ的確な給付事務を行うためには、手作業での処理は困難であり、給付金の申請内容のデータ化及び給付決定を行うためにコンピュータによる処理が必要である。

イ コンピュータ処理の内容

(ア) 基本給付

2020年(令和2年)6月分の児童扶養手当の支給を受けている受給者のうち「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)受給拒否の届出書」を提出していない者、又は公的年金給付等受給者及び家計急変者から、「ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】」を受け付けた場合は、給付金の対象者であることをシステムで確認し、申請書の基本情報、給付額及び口座情報を「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本)」に入力し、給付の決定を行う。給付決定後、給付決定データを作成し、支給対象者の金融機関口座へ振込処理を行う。

(イ) 追加給付

2020年(令和2年)6月分の児童扶養手当の支給を受けている受給者又は公的年金給付等受給者から、「ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【追加給付】」を受け付けた場合は、給付金の対象者であることをシステムで確認し、申請書の基本情報及び口座情報を「ひとり親世帯臨時特別給付金(追加)」に入力し、給付の決定を行う。給付決定後、給付決定データを作成し、支給対象者の金融機関口座へ振込処理を行う。

ウ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

(ア) 基本給付

宛名番号，氏名，住所，生年月日，性別，資格状態，申請日，決定日，決定事由，処理日，支給年月，備考，基本給付額，監護等児童数，支払予定年月日，支払種別，支払予定額，支払調整額，支払方法，金融機関コード，金融機関名，店舗名，口座種別，口座番号，口座名義人カナ，開始年月日，終了年月日

(イ) 追加給付

宛名番号，氏名，住所，生年月日，性別，資格状態，申請日，決定日，決定事由，処理日，支給年月，備考，追加給付額，支払予定年月日，支払種別，支払予定額，支払調整額，支払方法，金融機関コード，金融機関名，店舗名，口座種別，口座番号，口座名義人カナ，開始年月日，終了年月日

エ 安全対策

(ア) 端末利用者の制限

a ユーザの権限

所属部門の利用権限設定及び職員単位の利用権限設定が可能であるため，子育て給付課の職員のうち実務を行う職員のみを利用権限を与えることにより，不正利用を防止する。

b ユーザ認証

ユーザの認証については，端末ログイン時に生体認証を行い，システムログイン時に I D 及びパスワードを入力させることにより，不正利用を防止する。

なお，システムログイン時のパスワードは利用権限を与えられた職員が生成及び変更を行い，システム管理者においてもパスワードを把握できない仕様としているため，当該職員以外知り得ないものとなる。また，パスワードは定期的に変更を行う。

(イ) システム上の安全対策

a データ管理

WEBシステムを採用し，すべてのデータをサーバ上で一元管理し，個々の端末にはデータを持たせないため，個々の端末からのデータ漏えいや不正利用を防止する。また，システムは非公開系ネットワーク上に構築し，外部に情報が漏えいするのを防止する。なお，サーバ機器は生体認証により入室管理を行っている庁内サーバ室のラック内に設置する。

b ウイルス監視

各端末はサーバから最新のパターンファイルを取得し，常時ウイルス監視を行うとともに，ウイルスの感染を予防する。

c 利用状況（ログ）の記録

システム操作者がシステムにログインしてからログアウトするまでの間で、いつ、誰が、どのデータにアクセスし、何をしたかをログとして保存し、必要に応じて確認できるようにする。

d 端末のセキュリティ対策

セキュリティワイヤーロックで什器等とつなぐことにより、端末の持ち出し及び盗難を防止する。

また、プライバシーフィルタをディスプレイに設置することにより、端末の使用者以外の者が個人情報を盗み見ること及び不正取得することを防止する。

(3) 実施時期

2020年（令和2年）7月31日から2021年（令和3年）3月31日まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(4) 添付資料

ア 藤沢市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

イ 2020年（令和2年）6月17日子発0617第1号通知「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」

ウ GPRIME福祉「ひとり親世帯臨時特別給付金」（仮称）への対応について

エ ひとり親世帯臨時特別給付金（国制度）の支給について

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

ひとり親世帯臨時特別給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められており、本市のひとり親世帯臨時特別給付金の給付対象者は約5,400人と想定していることから、迅速かつ的確な給付事務を行うためには、手作業での処理は困難であり、給付金の申請内容のデータ化及び給付決定を行うためにコンピュータによる処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(2)エの(ア)及び(イ)に示す安全対策は、次のとおりである。

ア 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

(ア) a

イ システムの不正アクセスを防止するための措置

(ア) b

ウ ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

(イ) a, (イ) b

エ 日常的な安全対策

(イ) a, (イ) c, (イ) d

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上